

令和8年度(2026年度)

柏崎市人事行政の運営等の状況の公表

<項 目>

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
- 2 職員の給与・定員管理等について
- 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況
- 5 職員のサービスの状況
- 6 職員の退職管理の状況
- 7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- 8 職員の福祉及び利益の保護の状況
- 9 柏崎市公平委員会の業務の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職種別採用者数（各年4月1日）

	職 一 般 事 務 員	職 土 木 技 術 員	職 建 築 技 術 員	学 芸 員	臨 床 心 理 士	理 保 学 健 療 師 法 師	看 護 師	教 育 職 員	保 育 士	（ 調 任 理 期 員 付 ）	消 防 士	合 計
令 和 7 (2025)	1 6	4	1	1	1	0	1	2	4	1 3	4 3	
令 和 8 (2026)	1 2	6	0	0	0	1	3	2	4	2	3 0	

(2) 事由別退職者数

	定年	勸奨	その他	合計
令和6（2024）年度	1 5	0	2 2	3 7
令和7（2025）年度	0	0	3 3	3 3

(3) 4月1日現在の職員数

令和7（2025）年	8 8 5 人（男 5 2 9 人、女 3 5 6 人）
令和8（2026）年	8 7 9 人（男 5 2 3 人、女 3 5 6 人）

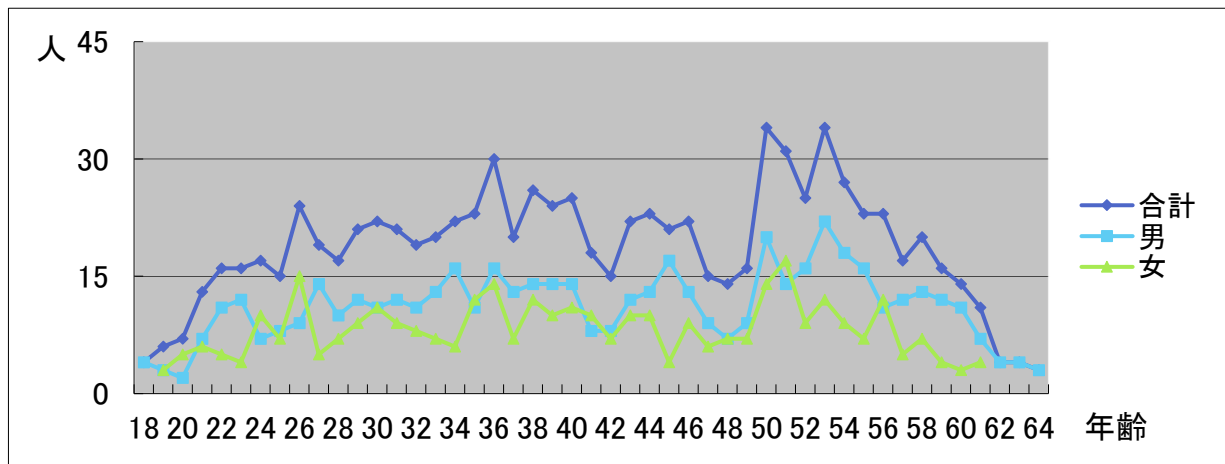
(4) 部門別職員数の状況（各年4月1日）

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度		
一般行政部門	議 会	6	6	0	
	総 務	1 3 3	1 3 3	0	
	税 務	3 7	3 7	0	
	民 生	1 9 6	1 8 9	▲ 7	相談支援業務の所管課変更 保育園の統廃合による減
	衛 生	4 9	4 9	0	
	労 働	2	2	0	
	農 水	3 4	3 4	0	
	商 工	2 4	2 4	0	
	土 木	7 0	7 0	0	
	小 計	5 5 1	5 4 4	▲ 7	
特別行政部門	教 育	6 8	7 0	2	相談支援業務の所管課変更
	消 防	1 5 4	1 5 4	0	
	小 計	2 2 2	2 2 4	2	
公営企業等 会計部門	病 院	1 3	1 3	0	
	水 道	3 1	3 0	▲ 1	再任用短時間化による減
	下 水 道	2 5	2 7	2	業務の安定的な遂行体制を確保するため
	そ の 他	4 3	4 1	▲ 2	非常勤化・再任用短時間化による減
	小 計	1 1 2	1 1 1	▲ 1	
	合 計	8 8 5	8 7 9	▲ 6	

（注）上記の数に市長、副市長、教育長及び再任用職員（短時間勤務）は、含まれていません。

なお、再任用職員（フルタイム勤務）は、採用者及び退職者には含めず、職員数には含みます。

(5) 年齢別職員構成の状況（令和8（2026）年4月1日）



(6) 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和8（2026）年4月1日）

一般職員給料表（再任用職員のうち、フルタイム勤務の者を含む）

等級	等級別職務基準表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	主事又は技師（以下「主事等」という。）の職務	85	12.0	主事 技師 保育士 保健師 看護師 学芸員 計	52 11 18 1 2 1 85	477	67.6	係員級
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする主事等の職務	57	8.1	主事 技師 保育士 保健師 臨床心理士 計	36 9 10 1 1 57			
3 級	主査の職務	172	24.4	主査（一般事務） その他専門職の主査 計	133 39 172			
4 級	係長、園長又は主任の職務	250	35.4	総括主任 主任（一般事務） その他専門職の総括主任 その他専門職の主任 計	2 99 1 61 163	87	12.3	係長級
				係長（一般事務） その他専門職の係長 園長 計	68 8 11 87			
5 級	課長代理又は副主幹の職務	92	13.0	課長代理 副主幹 専門員 その他相当する職 計	50 13 15 14 92	92	13.0	課長代理級
6 級	課長又は主幹の職務	39	5.5	課長 主幹 その他相当する職 計	34 1 4 39	39	5.5	課長級
7 級	部長の職務	11	1.6	部長 その他相当する職 計	7 4 11	11	1.6	部長級
合計		706	100					

2 職員の給与・定員管理等について

この項目は、別に抜き出してまとめましたので、そちらをご覧ください。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等の状況（令和8（2026）年4月1日現在）

区 分	勤 務 時 間		休 日
	始業時間	終業時間	
一般行政職	午前8時30分	午後5時15分	・日曜日及び土曜日 ・国民の祝日 ・年末年始(12月29日～31日、 1月2日及び3日)
	1週間当たり38時間45分勤務		

(2) 休暇の取得状況（令和7（2025）年度の取得状況）

	年次休暇	特別休暇	療養休暇
1人当たりの平均取得日	14.6日	7.3日	2.7日

(3) 育児休業及び部分休業の取得状況（令和7（2025）年度）

育児休業	令和6（2024）年度以前からの継続取得	11人
	令和7（2025）年度新規取得	29人
	新規取得者のうち男性職員	22人
部分休業	7人	

(4) 介護休暇の取得状況（令和7（2025）年度）

介護休暇取得者数	2人
----------	----

(5) 休暇等の種類（令和8（2026）年4月1日現在）

種 類			取得可能期間
年 次 有 給 休 暇			20日付与（1年目は15日）し、20日を上限に翌年へ繰越し
特別休暇	母性保護	産前・産後	産前 8週間（多胎妊娠の場合は14週間） 産後 8週間
		妊産婦への保健指導 又は健康診査	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回で、それぞれ正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる期間
		妊婦の通勤緩和措置	1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要とされる時間
		妊娠障害休暇	1回の妊娠において14日の範囲内で必要とされる期間
		女性休暇	1回について2日以内で必要とする期間
		育児時間	1日2回それぞれ30分以内の期間
	慶弔	結婚	7日以内で必要とする期間
		忌引	死亡した親族との関係により日数が異なる。
		父母の追悼	慣習上最少限度必要とする期間

	子の看護 育児支援 等	子の看護等休暇	1年において5日の範囲内の期間（中学校修了までの子が2人以上いる場合は10日の範囲内の期間） 入園式、卒園式、入学式、卒業式への参加でも使用可
		配偶者の出産	その都度2日以内で必要とする期間
		男性職員の育児参加	妻の産前6週から子が1歳に達する日までの間、5日の範囲内の期間
	事故	地震、水害、火災等による現住居の滅失又は損壊、一時的な避難、生活に必要な食料の確保等	7日の範囲内の期間
		地震、水害、火災、交通機関の事故等による交通遮断、通勤途上における身体の危険回避	必要と認められる期間
	公権公務 関 係	選挙権の行使	必要と認められる期間
	その他	証人等としての出頭	必要と認められる期間
		短期介護休暇	介護休暇と同じ。必要と認められる期間。 （1年において5日の範囲内の期間。要介護者が2人以上いる場合は10日の範囲内の期間）
		骨髄ドナー	必要と認められる期間
		ボランティア	1年において5日の範囲内の期間
		夏季休暇	連続する4日の範囲内の期間
		リフレッシュ休暇	連続する3日の範囲内の期間 勤続満30年または満20年に達した職員
		出生サポート休暇 （不妊治療の通院）	1年において5日（治療内容が体外受精や顕微授精等の場合は10日）の範囲内の期間
療養休暇	一の疾病において（公務災害や健康診断において勤務に制限を加える必要があると判断された場合を除いた）90日以内で、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる最少限度の期間		
介護休暇	配偶者、父母、子等の 介護	通算して6月（93日）の間に、1日または1時間単位で1日4時間まで 分割3回まで可能	
介護時間		連続する3年の間に30分単位で1日2時間まで始業又は終業時刻とつなげて取得	
組合休暇	登録された職員団体の活動	1暦年につき、30日の範囲内	
育 児 休 業			子が3歳に達する日まで 分割2回まで可能 加えて男性職員の場合出産後8週までに分割して2回まで取得可能
部 分 休 業			子が小学校就学の始期に達する日までの間、次のいずれかで取得 ①1日を通じて2時間を超えない範囲内 ②1年につき10日間を上限として、1時間単位で休業
自己啓発等休業			大学等課程の履修や国際貢献活動のための休業につき、2年又は3年を超えない期間

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況（令和7（2025）年度）

（1）分限処分の件数及び処分事由

処分名	事 由	人 数
休 職	心身の故障	8 人

（2）懲戒処分の件数及び処分事由

処分名	事 由	人 数
戒告	管理監督責任	2 人
戒告	公金公物取扱い	2 人
停職	一般服務	1 人

5 職員のサービスの状況（令和7（2025）年度）

営利企業等の従事許可の事由別人数（非常勤・嘱託職員等を含みます。）

事 由	人 数
国勢調査等 調査員・指導員	1 7 1 人
外部講師・外部委員	1 7 人
部活動指導、スポーツ指導	1 7 人
その他	6 9 人

6 職員の退職管理の状況（令和7（2025）年度）

再就職の届出件数 1 件

※令和7（2025）年4月1日以降の退職者で退職時において課長級以上の職を経た者のうち、営利企業等への再就職を届け出た件数です。

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

（1）職員研修の実施状況（令和7（2025）年度）

研 修 名	人数	研 修 名	人数
階 層 別		専 門	
新採用職員研修	2 4	税務事務基礎研修	1 1
一般職員研修第1部	7	徴収事務基礎研修	3
一般職員研修第2部	6	データ活用力向上研修	1
主任研修・主査研修	3 4	説明力向上研修	1
係長研修	1 7	ハラスメント防止研修	4
課長研修	9	その他専門研修	3 0
市 独 自 研 修			
新採用職員研修（前期）	3 9	コンプライアンス推進責任者研修	5 6
新採用職員研修（後期）	3 8	新任係長研修	1 5

非常勤職員等研修	1 8	メンタルヘルスセミナー	1 6 7
人事評価研修	4 4 4	健診後フォローアップセミナー	2 8
交通安全研修	2 6 5	その他	5 6 3
派 遣 研 修			
新潟県専門研修（政策形成）	1	全国建設センター研修	4
地域リーダー塾（柏崎）	2	その他（アカデミー研修等）	7

（２）人事評価制度の状況

平成２８（２０１６）年度に施行された地方公務員法の改正により、これまで取り組んできた人事考課制度をベースとした人事評価制度を導入し、全職員を対象として取り組み、平成３０（２０１８）年度からは、前年度の人事評価結果を、勤勉手当と昇給に反映させています。

柏崎市では人材育成指針に基づき、人材育成のための総合的・戦略的な人事管理システムの構築を目指しています。その中核となる人事評価制度の目的は、職員の成長＝マンパワーの向上であり、これにより人材育成指針に掲げる目指す職員像「柏崎市民のため、将来にわたるまちの持続的発展のために、使命感、責任感及び先見性を持った行動力のある職員」の育成を目指しています。

８ 職員の福祉及び利益の保護の状況（令和７（２０２５）年度）

（１）健康診断の実施状況（受診者数は、非常勤・嘱託職員等を含みます。）

- ・雇入時健康診断 受診者数 ３９人
- ・定期健康診断 受診者数 ６２３人
- ・各種健康診断 受診者数 ６５３人（胃がん、大腸がん、前立腺がん、肺がん、乳がん、子宮頸がん、Ｂ型・Ｃ型肝炎、電離、情報機器作業健診、特定業務従事者健診）
- ・人間ドック 受診者数 ７０１人
- ・健康指導 ３５歳職員対象フォローアップセミナー

（２）公務災害及び労働災害（非常勤・嘱託職員等を含みます。）

区分	件数	主な事由
公務災害	9	左母趾末節骨折、頭部外傷・右手打撲・右肋骨不全骨折・右手環指捻挫・薬剤性胃炎・右手打撲傷、左母指挫創、急性結膜炎・慢性副鼻腔炎、右前距腓靭帯損傷、左足打撲・捻挫、左膝関節内側副靭帯損傷、殿部打撲、左橈骨遠位端骨折
労働災害	1	右肩関節前方脱臼

９ 柏崎市公平委員会の業務の状況（令和７（２０２５）年度）

（１）勤務条件に関する措置の要求の状況

０ 件

（２）不利益処分に関する不服申立ての状況

０ 件